

令和 8 年 6 月 8 日

各関係団体の長 殿

岐阜労働局労働基準部
健康安全課長

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行等の周知について（依頼）

平素から、労働安全衛生行政の推進につきまして、格段の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和 8 年厚生労働省令第 89 号。以下「改正省令」という。）及び労働安全衛生規則第四十四条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準等の一部を改正する告示（令和 8 年厚生労働省告示第 204 号。以下「改正告示」という。）が令和 8 年 4 月 28 日に公布され、令和 9 年 4 月 1 日から施行することとされたところです。

つきましては、別添のとおり、本制度改正の内容を案内するリーフレットを作成しましたので貴団体傘下の会員等に周知いただきますようよろしくお願い申し上げます。なお、別添のリーフレットにつきましては、下記のリンク先（QRコードの読み込み）にも掲載されていますので、御参照ください。

・リーフレット①「健診取扱いリーフレット」



・リーフレット②「健康診断を実施しましょう」

